

京都市告示第167号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 6月11日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経37号 線	右京区嵯峨広沢池下町66番地の6地先 内	旧	メートル 24.10	メートル 3.80
		新	24.10	3.80 ~ 5.65

(建設局土木管理部道路明示課)